

(前ページより) 昨年8月に画団町において250kg 燃夷弾を処理した際には、作業終了後、市長から現場隊員たちに直接感謝とねぎらいの言葉をいただいた。自衛隊というのは一見大きい組織だが、その最前線で勤務する隊員はみな生身の人間である。不発弾処理にあたっては、あの土嚢を積み上げた穴の中に入るのはたったの三名で、その中の一人が信管の解除にあたる。全員が身なりを正し、必ず真っ新の下着を身につけていくと聞く。そうした危険と隣り合わせにあった平和の想い手に、平和を保証された側の代表者として市長自身から気持ちを伝えていただいたというは、とても大切なことだろうと思う。また大西市長には自衛隊に入隊予定者の激励会にもお越しいただいた。未来の自衛官の卵を暖かく激励していただいたことにも改めて感謝申し上げる。

私は今回、一般質問の機会を与えていただいた中で、小中学校、高校で使用されている、社会、道徳、国語、音楽などのすべての教科書を見せていただき、また教育委員会の方といろいろなお話を聞く中で、多くのことを学ぶことができた。私の子どもの頃は、「日の丸」や「君が代」を否定する先生も多く、授業の中で「自衛隊は不要」と教えられることもしばしばだった。こうした原体験から、教科書や学校教育そのものにもある種「距離感」があったが、本日の教育長の答弁によってずいぶん印象が変わったように思う。ひょっとしたら、大人たちよりも学校の子どもたちのほうが憲法や平和について自由な意見交換をしているのではないかと感じたほどである。これはとても大きな収穫だった。

そして「いきるちから」という道徳の教科書を使って、勉強する子どもたちにもエールを送りたい。文科省の指導要領には「より良く生きる」という表現があったが、私はとにかく「生き抜くこと」を学んでほしいと思っている。命の大切さを知り、逆境に負けず、生き延びる「強さ」を持ってもらいたいと思う。

そして命の尊さが分かってきたら、その大切な命を危険にさらして働く人たちがいることを考えてほしいと思う。子どもたちのたくましい成長を心から願い、私の一般質問を終了したい。(文責:光永)

濟心光記

ある神社の復興とワールドカップ

東区健軍4丁目の住宅地の中に、「八咫鳥(やたがらす)神社」という小さな無人の神社があります。震災により屋根瓦が落ち、シンボルとも言える鳥居が根元から折れてしましましたが、地域の方の強い働きかけで補助金が認められ、見事に復旧しました。実は、この神社、私が初めて市議選に挑戦した時に、当選祈願をした思い出の神社です。微力ながら復活のお手伝いができたことを嬉しく思っています。

「八咫鳥」というのは日本の神話に登場する三本足を持った靈鳥で、これを守護神とする神社が全国には何ヶ所かあるようですが、熊本県においては唯一ここだけ。サッカーW杯におけるサムライ日本チームのシンボルマークがまさにこの八咫鳥であったことから、鳥居の復旧後、多くのサッカーファンが参拝に訪れているようです。

考えてみると新しい鳥居が完成したのが、まさにW杯の直前のことで、あの日本チームの快進撃に力を与えてくれたのではないかと思わずにはいられません。

サッカーファンの新たな「巡礼の地」として、熊本市の新名所のひとつになることを願っております。



後援会 入会募集中



詳しくは事務所までお問い合わせください。

**ピカッと光る発想!!
息の長い活動!!**



熊本市議會議員

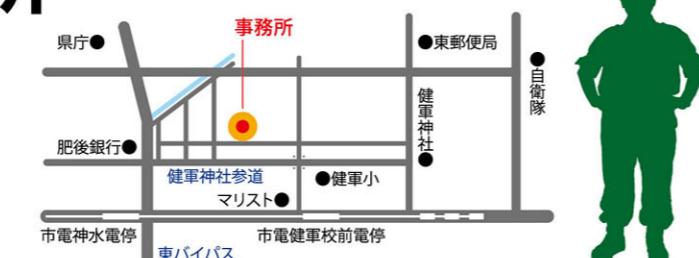
光永くにやす事務所

〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目19-26

事務所電話: **080-5255-4071**
Fax. 096-367-1801

ホームページもあわせてご覧下さい。

<http://k-mitsunaga.net/>



光永くにやす通信 Vol.7



一般質問を傍聴に来られた皆さんと

西日本の豪雨災害によって被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また厳しい環境下に、復旧作業にあたる皆様に心よりの敬意を表しますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

今回は6月第2回定例議会における私の一般質問の内容を中心にご報告致します。

今回の一般質問においては、その前半で、①大西市政を総括し、②中心市街地の活性化に向けて、グランドデザインやシンボルプロムナードなど本市の考え方を確認するとともに、③安全安心のまちづくりにおいては、中長期的な考え方に基づく防災訓練やミサイル落下を想定した避難訓練の必要性を強く訴えました。

また質問の後半部分では④教育問題を取り上げ、今年度から導入される道徳教育、英語教育、学校における働き方改革についての本市の取り組み状況を確認し、最後に⑤平和教育と自衛隊、憲法と自衛隊への考え方を質問しました。

今回の「通信」では、紙面の都合上、①～③を省略し④～⑤の部分をご紹介致します。

教育について 国際化に向けて日本人・熊本市民としての自覚

Q 外国語教育を強化する目的が国際的なグローバル化社会への対応にあることは言うまでもないが、その際に忘れてはならないのが、自分自身が何者かというアイデンティティの確立。その基盤とも言うべき、国旗、国歌、あるいは領土問題についてどのように教育されているのか。

A (教育長答弁) 国旗・国歌については、その意義を理解させるとともに入学式や卒業式などの行事においては掲揚・斉唱するよう指導している。

また領土問題については、学習指導要領に基づき、基本的事項について正しく理解をさせている。具体的には竹島、北方領土は我が国の固有の領土であることや我が国の領域をめぐる問題を取り上げ、尖閣諸島については我が国固有の領土であるとともに、そこには領土問題は存在しないことを教えている。

(光永) 国旗、国歌は単に歌えるとか、意味が分かるだけでなく、作法も重要である。

領土問題については教育長のご答弁にあったとおりである。尖閣諸島については「これを巡っての領土上の問題は存在しない」というのが我が国の立場で、外務省のホームページにしっかりと明記されている。ところが中学校「公民」の教科書には「領土をめぐる問題の現状」という曖昧なタイトルで、北方四島、竹島に並んで尖閣諸島が記載されている。大変誤解されやすいので、しっかり区別をして教えていただきたい。その領域がグレーゾーンと自ら宣言すると、日米安保条約の対象外となり、米軍が駆けつける理由がなくなる。

子どもたちが領土をめぐって近隣諸国の子どもたちと喧嘩をする必要はない。また領土について個人の意見を持つことも全く自由だが、日本の国としてどういう立場をとっているのかはしっかりと教えておく必要がある。

平和・憲法・自衛隊について

小学校、中学校で使用されている教科書を確認しながら、平和や自衛隊について、どのように教えられているのかを、お尋ねしたい。

Q まず、中学校「公民」の教科書の中に「立憲主義」という言葉があり、本文の中で次のように説明されている。
「国の政治権力は強大で、国民の自由をしばることができます。そこで、この政治権力から人権を守り、保障していくために、憲法によって政治権力を制限するという考えが生まれました。これを立憲主義といいます。」というもの。
また次のページには日本国憲法の三つの基本原理の紹介があり、「基本的人権の尊重」「平和主義」とともに「国民主権」という言葉が出てくる。説明には「国の政治の決定権は国民が持ち、政治は国民の意思に基づいて行われるべきである」と、ある。政治の主たる権力は、時の政権にあるのか、国民にあるのか。

A (教育長答弁) 日本国憲法では主権が国民に存するという国民主権の原則が明示されており、国家の最終的な権力は国民にあるとされている。また主権の存する国民の厳粛な信託によって、国民の代表者が国民の権利を行使するとしており、具体的な権力の行使は立法・司法・行政の三権が担う仕組みとなっている。
これらの権力が濫用されることなく、憲法に則って行使されるべき、というのが立憲主義の考え方であり、教科書にも取り上げられているところ。
また、そのための具体的な仕組みとして三権の抑制と均衡の関係や、国民の選挙や世論によるチェック機能があることを学んでいる。

(光永) 教育長の説明に、同感である。

「立憲主義」という言葉は専制君主の時代に、初めて憲法を制定した時に用いられた言葉。ところが、現在の憲法について議論をする時に、この言葉が必ずキーワードとして登場する。
「政治権力は必ず暴走をする—これをしばるために憲法があるので、これを変えることは暴走を許してしまう。」という論理。まさに中世や近代の国王と、今の政権を混同するような言い方だろうと思う。

例えば国家を車に例えるならば、時の権力者が運転席にいて、国民はその暴走を止めるためにブレーキだけを管理している、というのではありません。運転席にいるのは、国民でなければならない。そして、車にはブレーキだけでなくアクセルもハンドルも付いている。その車が進むべき方向と速度を国民の意思によって決定し、その決定通りに操縦しなければならない。これが国民主権の意義だろうと思う。
だからこそ、国民の一人一人が主体性をもって政治に関わっていくことの大切さがある。

学校教育における憲法9条と自衛隊違憲論について

Q 続いて、憲法9条と自衛隊についてお尋ねする。同じく中学校「公民」の教科書には次のような記述がある。
「日本は国を防衛するために自衛隊を持っています。政府は主権国家には自衛権があり憲法は『自衛のための必要最小限度の実力』をもつことは禁止していません。」という説明の後に続けて「一方で、自衛隊は憲法9条の考え方違反しているのではないか、という意見があります。」との記述がある。この部分について、教育長にお尋ねする。

① このように、一見相容れない記述が教科書に見られるが、自衛隊について、教育の現場では
どのように教えられているのか。
② また「平和主義」と「自衛隊」の関係についても、あわせてお示しいただきたい。

A (教育長答弁) 中学校の社会科における公民的分野では、日本国憲法は、国家が自衛権を持つことは禁止していないということを学ぶとともに、我が国は自衛隊を持っており、それは「自衛のための必要最小限度の実力である」と子どもたちは学習している。また、自衛隊が国連平和維持活動、PKOや災害救助などでも活躍していることも学んでいる。
また、社会科の歴史的分野では、自衛隊発足までの歴史を学ぶとともに、現在、自衛隊はPKOへの参加などを通じて、世界の平和維持に貢献していることを学習している。一方で、自衛隊が憲法9条の考え方違反するという意見が存在していることも事実であり、そうした意見を紹介すること自体、問題ないと考えている。

次に平和主義と自衛隊の関係についてお答えする。
自衛隊は、憲法が認める自衛のための必要最小限度の実力であり、憲法が掲げる平和主義と矛盾するものではない、というのが基本的な考え方。
その上で、小学校や中学校では、授業の中で災害救助や被災地支援に関して自衛隊の果たしている役割や、PKOへの参加による国際貢献が世界の平和維持につながっていることを学んでいる。

(光永) 先ほどの立憲主義をもって改憲を論ずる時には、国民と国家の間の信頼関係の問題が横たわっているように思うが、憲法と自衛隊について議論する時には、「平和」の実現に対する考え方には大きく二つあることが分かる。

実は、中学校「歴史」の教科書を開くと、憲法の平和主義について書かれた部分の欄外に興味深い資料が紹介されている。

▲ それは当時の中学1年生向けに使用された「あたらしい憲法のはなし」という社会の教科書。その一部を紹介する。

「そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これから先、日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかし、みなさんは、けっして心ぼそくすることはありません。日本は正しいことを、ほかの国より先に行なったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。」

という内容。そして、右のようなイラストが紹介されている。真ん中に「戦争放棄」と書かれた大きな真っ黒い釜のようなものがあり、上から戦車や大砲、戦闘機が捨てられ、溶かされ、下から新しい列車や車や建物に生まれ変わるもののが描かれている。

私はこの当時の教科書の内容を読むと、本当に悲惨な敗戦から、新しい価値観のもとに生まれ変わろうという強い決意のようなものを感じる。この教科書を手にとって教える先生の気持ちの高ぶりまで伝わってくるようだ。実際、この教科書が使用されたのが、昭和22年8月なので、憲法が5月に公布されたその年である。

日本は昭和20年9月2日に降伏文書に調印して以来、陸軍も海軍も全ての軍隊が解体され消滅し、約40万人の進駐軍によって占領統治されていたので、まさにこの教科書の内容そのものであった訳である。これが憲法9条を解説したものだとすれば、この文章の中に、先ほど教育長から説明があった自衛隊の存在を読み込むことは難しいように思う。

この昭和22年の社会の教科書にある考え方を、私は「純粹平和主義」と呼んでいる。

ところが、この憲法が公布されてからわずか3年後に朝鮮戦争が始まり、日本に進駐していた米軍は全て朝鮮半島に向けられる。全くの無防備となった我が国には警察予備隊が編制され、これがやがて自衛隊へと改編される。昭和29年の事である。世界はやがて冷戦時代へと突入していくが、国連の仕組みも変化する。

昭和30年のスエズ危機を契機に、カナダの政治家レスター・ボーリー・ピアソンによって国連緊急軍が創設され、これが後の国連平和維持軍に変わっていく。世界の紛争を止めるために国連に軍隊が置かれた訳である。これは第1次世界大戦後に設けられた国際連盟が、その後の第2次大戦の抑止に全く無力であったという強烈な反省に立つものである。

ピアソンは昭和32年、国連平和維持軍は昭和63年にそれぞれノーベル平和賞を受賞している。また自衛隊についていえば、自衛隊法第3条には「平和と独立を守ること」が任務として明記され、国連平和維持活動には平成4年から参加している。これら一連の流れは、全て平和をめざすためのもの、平和を実現するための取り組みである。私はこれを「現実平和主義」と呼んでいる。

「純粹平和主義」と「現実平和主義」。目指す理想は同じものだが、そこに至るまでのプロセスと考え方が全く異なっている。その違いを考えることが憲法と自衛隊を議論する時の最大の論点だろうと思う。

本市の安全安心と自衛隊について

Q 震災等の災害、不発弾処理など、本市においても自衛隊との間には様々な関わりがあった。改めて自衛隊の印象について大西市長に伺いたい。

A (市長答弁) 熊本地震では、かつて経験したことのない大災害に見舞われ、通常の行政機能が失われた中、自衛隊においては、発災直後から組織的な訓練に裏打ちされた危機対応能力の高さを発揮され、市民生活を守るために様々な震災対応業務にご尽力いただき、多くの市民の皆様が感謝しております。私もこの場を借りて感謝申し上げたい。
また、昨年は、画図町下無田で不発弾が発見された際も、自衛隊における迅速、的確な対応を目の当たりにして、隊員の方々とも直接お話を伺う中で、改めて自衛隊の統制のとれた組織力と隊員一人ひとりの危機対応能力の高さに感心した。
本市としても、市民の生命と財産を守るために、自衛隊の皆様と日頃から様々な行事等で顔の見える関係を築きながら、有事の際の協力体制を強化してまいりたいと考えている。

(光永) 本市の安全安心を預かる責任者として率直な感想を述べていただいたように思う。

私は先程の現実平和主義をインターンの大学生に説明するときには、「平和を享受する側の人間」これを「ピースユーザー」と呼び、「平和を守り提供する側の人間」を「ピースプロバイダー」と呼んで、区分して教えている。

(次ページ裏面に続く)



レスター・B・ピアソン
Lester Bowles Pearson
(1897~1972)



市政報告会の様子（8月5日 城彩苑多目的交流施設にて） お忙しい中、木原稔財務副大臣にもご参加頂きました。